

被災された方のための 生活支援情報

第 83 号【最終号】
平成 30 年 11 月 28 日
仙台市健康福祉局被災者生活支援室

TEL 214-8559 FAX 214-5130
〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

市営住宅入居者募集

- ◆申し込み受付＝12月6日(木)～12月16日(日)
 - ◆「入居募集のごあんない」は12月6日から以下の場所で配布します。
 - ◆配布場所＝市役所国分町分庁舎2階仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター(アエル5階)、証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅管理事務所
 - ◆申し込み方法＝入居を希望する住戸1戸を選び、「入居募集のごあんない」に添付の申込書を専用封筒で12月16日までに郵送で申し込みください。申込者数が募集戸数を超えた場合は、抽選となります。
 - ◆入居可能日＝平成31年2月22日(予定)
 - ◆申し込み方法、募集団地、住戸タイプ、家賃、入居資格などについては、「入居募集のごあんない」をご覧ください。
- ※配偶者等からの暴力被害者や犯罪被害者の方の申し込み条件等については、お問い合わせください。
- 問い合わせ** 仙台市建設公社募集課 ☎214・3604

※なお、平成30年12月1日～12月12日の間、県営住宅の定期募集も行っております。詳細は、宮城県住宅供給公社入居管理課 ☎224・0014 までお問い合わせください。

個人版私的整理ガイドラインのご案内 (東北財務局)

東日本大震災により被害を受けられた方はガイドラインの利用で震災前からの住宅ローンなどが免除されます。

※債務の免除には一定の要件がありますので、下記に問い合わせください。

問い合わせ 一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会 コールセンター ☎0120・380・883 (受付時間：平日9時～17時)

仙台フィル定期演奏会に被災された方をご招待します

- ◆対象＝東日本大震災で半壊以上の被害を受けた方 各公演30人(先着) ※1人年度内1回限り、1公演につき1世帯3人まで(未就学児は入場不可)
- ◆会場＝日立システムズホール仙台

定期演奏会名	日時	指揮者等
第324回	平成31年 1/25(金) 19:00～	指揮者：川瀬 賢太郎
	1/26(土) 15:00～	
第325回	2/8(金) 19:00～	指揮者：飯守 泰次郎 チェロ：堤 剛
	2/9(土) 15:00～	
第326回	3/15(金) 19:00～	指揮者：角田 鋼亮
	3/16(土) 15:00～	

申し込み 往復はがきに希望の定期演奏会名及び日時、代表者の住所・氏名・電話番号、参加者全員(はがき1枚につき3人まで)の氏名(学生は学校名と学年も)、り災証明書の証明番号、世帯主の氏名、被害の程度(全壊・大規模半壊・半壊)を記入して郵送。各公演定員になり次第受け付け終了

問い合わせ 仙台フィルハーモニー管弦楽団
〒980-0012 仙台市青葉区錦町 1-3-9
☎225・3934

※裏面につづきます

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代) 太白区役所 ☎247・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代) 泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代) 宮城総合支所 ☎392・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代) 秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ（平成26年4月1日）以降に、住宅を建築・購入、または補修（工事費が税抜100万円以上）し、その後居住する場合に、消費税増税分相当（最大約90万円：建築・購入の場合）の給付が受けられる制度です。※被災時に住宅を所有していなかった場合、賃貸住宅にお住まいだった場合、消費税率5%で建築・購入、あるいは補修を行った場合は対象になりませんのでご注意ください。

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を開催します。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

問い合わせ 住まいの復興給付金事務局
☎0120・250・460（平日9:00～17:00）

生け垣づくりに助成します

市街化区域内にある宅地において、道路から容易に見ることができる奥行き10m以内の場所（隣地との境界を除く）に生け垣をつくる場合に、費用の一部を助成します。

基準	高さ60cm以上の樹木を1mあたり2本以上植栽し、植栽延長が5m以上または植栽延長1m以上の複数の生け垣の総延長が5m以上であること
助成額	生け垣の設置費用の2分の1の額と植栽する樹木の本数に2,500円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない方の額（上限15万円）

※ブロック塀等を撤去して生け垣につくりかえる場合の撤去費用についても助成の対象となります。

※工事着手3週間前までに申請し、年度内に完了することが条件です（申請期限：毎年度2月末日）。

※東日本大震災の特例措置により、「津波浸水区域」と「本市東部地域防災集団移転促進事業による集団移転先のうち地区計画の定められた区域」において生け垣をつくる場合も助成の対象となります（特例期間：平成34年3月31日まで）。

問い合わせ お住まいの区の区役所街並み形成課（電話番号は表面の下欄に記載。）

女性への暴力相談電話

DVや性暴力被害などに悩む女性からの相談に女性相談員が応じます。

◆電話相談＝月～金曜日9:00～17:00（火曜日は19:00まで。祝日、年末年始を除く）

電話相談専用 ☎268・5145

エル・ソーラ仙台 女性相談

震災後の夫婦関係、家族、子育て、DV、生き方、人間関係、こころの問題などのさまざまな相談に女性相談員が応じます。

◆電話相談＝毎週月・水～土曜日9:00～15:30
電話相談専用☎224・8702

◆面接相談＝毎週月～土曜日※火曜日：夜間相談あり（要予約）

申し込み・問い合わせ エル・ソーラ仙台 相談支援係☎268・8302 月・水～土曜日9:00～17:00 火曜日9:00～21:00 ※いずれも祝日、休館日を除く

シングルマザーのための 養育費・面会交流セミナー

養育費を受け取っているシングルマザーはわずか24%しかいません。養育費、面会交流制度の理念と課題、そして今できることは何か、女性弁護士が紹介します。

◆日時＝12月20日（木）9:30～11:30

◆会場＝エル・ソーラ仙台（アエル29階）

◆講師＝高城 晶紀氏（はづき法律事務所 弁護士）

◆対象・定員＝母子家庭の母、寡婦及び現在離婚を考えている子育て中の女性20名

◆託児＝要申込・無料（6ヵ月～未就学児）

申し込み・問い合わせ 仙台市母子家庭相談支援センター☎212・4322